

第15・16回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「職員の責務」

条例案
①市の職員は、市民全体のために働く者としての認識を持ち、法令等遵守し、職務に必要な知識と能力の向上に努め、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。
②市の職員は、創意をもって市民からの意見や課題等の解決に取り組まなければならない。
③市の職員は、自らも地域コミュニティの一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
第1項には「職務上のレベルアップ」という視点と「職務の遂行」との2つの内容が混ざって分かりにくい。	「職員は自ら課題解決に取り組む」ということをく職員の責務＞に盛り込むことは、それくらいの気概を持ってやらないといけない。	市職員に期待することや、職員のおかしいという事の裏返しを書き込むことになる	「市民からのきちんとした提案には取り組まないといけないが、理不尽な提案は断る」内容について条文としての表現が難しく差し替えには反映していない。	他自治体にある「口利き禁止条例」を参考にするとよい。（次回資料提出）
「職務に必要な知識と能力の向上に努める」という条文は独立さ、第4項を新たに設けて分けた方がいい	1項、2項とも、日田市職員倫理条例や職員服務規程と重なる部分があるのでは。敢えて自治基本条例に謳わなくてもいいのでは。	服務規程などと重なる部分が、条例に書くということは対外的に知らせ効果がある。		
第2項は、「創意をもって解決に取り組む」と書いているが、文脈からしても分かりにくい。「創意をもって」は、職員が自ら課題を考え解決していくとがポイントとなる言葉なので分かりやすい条文に。	既にある条例、規程などには市長に対して服務宣誓をしないといけないと書かれている。既にあるものが蔑ろにされるなら、条例に書き込んで実効性がないのでは。	自治基本条例は罰則があるわけではないので、常に市民側から蔑ろにならないようにする。		
	既存の条例等に基づいて自治基本条例の内容が考えられるというのは逆ではないか。	「市民全体のために働く者として認識をもつ」との表現がいいのか、「市民本位」、「市民自治」などの言葉を入れ、あくまでも市民が主人公で市民と共にやっていく事を入れ込んだほうがいいのか。		
	「自らも地域社会の一員であることを自覚し」ということは、自治体の職員の事を表している。職員が市民の一員に入らないことになる。	職員である前に市民であるという自覚を持つというのは職員の部分。		
	薩摩川内市、職員は「自己研鑽をする」。市民の活動をバックアップするといことで「まちづくりの支援」を書いている。	越前市、市民自治の本質を理解してということ。市民との信頼関係づくりに努めるなどが特徴。この市民との信頼関係づくりの部分がどこの自治体も表現として弱い。		
	四国中央市、「自己研鑽と職務遂行で創意工夫をします」が特徴	岸和田市、「市民本位」という言い方が特徴		



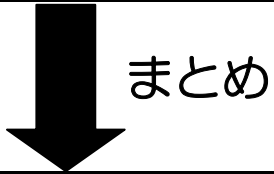
① 職員服務規程など関連する条例があり職員としても身近なものだが、自治基本条例の中であらためて書き込むことにも十分意味があるので謳う。
② 2項目での、職員の自己研鑽にあたる部分を分けて、4項目を新たに作り謳う。
③ 2項目については、「創意をもって」とした場合は、市民の意見より自分達の意見が優先する形になるので、対応と取り組みを分けて謳うようにする。
④ 説明欄に地域コミュニティに重要な役割を果たしうる、潜在性を秘めているし期待されているということを追加。

第16回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「参画と協働の推進」

条例案
①市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。
②市は、計画や政策の立案段階から、市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
行政が支援するという内容が抜けている。1項の担保として、行政が市民の活動を支援する内容を追加した方が良い。	説明で、行政が押し付けでやらせない、積極的に何かをしていく団体に対しては、尊重し必要なバックアップをする内容の記載を。	石狩市の条例がよい。「主体的に活動する市民に対しては支援する」ということがポイント。	行政が支援するという視点が抜けているのはどのような理由からか。	協働してまちづくりを進めるよう努めなければならないの表現で、行政が支援するという視点もカバーできると考えた。
行政がやるべきことが住民に押し付けられている」とことと、「やらなくてよいことまで、行政がやっている」という議論を踏まえ、対等な立場で取り組んでいく内容で書いている。	行政側としては、ある程度ふるいにかかけ、言葉尻を捉えられるようなことにならないか気になる。義務的な表現は、気をつけなければ。	各論的な記述は難しいが、行政側の裁量の部分に頼らなくていいような文言にすべきではないか。	「支援するものとする、支援しなければならない」とすると、それを根拠に傍若無人な要求が来る可能性も否定できない。「支援に努めるものとする、支援できる」とすると、行政としてありがたい協働では支援するが、行政に対して厳しい内容の協働には支援しないと恣意的な判断、裁量的な行動が生じてしまうが。	助成要件に該当しなければ支援できないケースもある。「支援することができる、支援を行うことができる」となり、場合によっては、「支援できないこともある」と考える。
「対等」との表現方法が適切なのか？協働する市民」と「市」との関係を考えるべき。	この項の考えからすると、自治基本条例に書き込んだ場合は、助成要綱自体を見直していくということになる。	行政の判断が正しいのかを考えるような仕組みをつくる。仕組みづくりにつながるような説明を加える。第三者機関的なものを設け、客観的に判断し、場合によってはもう少し支援するや、支援は必要ない判断などを。	何に対する参画で何に対する協働なのかというのがわからなくて、そこをきちんと謳った方がいいのでは。	
	差し替え前の第3項を戻しては。文末の表現をどのように変えるかが問題だが、市としての協働に関する意思の表明としてはよい。		「推進」という言葉は必要か。推進という言葉になると、市からの一方的な推進につながる印象を受ける。	「参画と協働」を分けた方がよい。参画は、市政全般に。「推進」は、行政側から「協働しなさい」と見えてしまうので。



① 参画と協働を。参画は市政全般、協働はまちづくりの内容で分けて考える。
② 推進という言葉は原則という言葉に変える。
③ 行政が市民の活動を支援する内容を追加する。
④ 「対等」との表現方法を、協働する市民」と「市」との関係を考え表現する。

第16・17回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「住民投票」

条例案
①市長は、市政に係る特に重要な事項について、直接、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができる。
②市長は、住民投票を実施するにあたっては、投票の結果の取扱いについて、あらかじめ見解を述べなければならない。
③住民投票の実施に関し必要な事項は、それぞれの事案に応じ、市議会の議決を経て、条例で定めるものとする。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
3者の視点（議会、市長、住民）できるということ。条文案は、市長だけしか書いていないので、バランスを取るほうがよい。	住民投票は頻繁にやるものではなく、市の方向性を決めるような大きな判断をする際に、議会・市長だけで判断するべきではない場合に行うもの。	日本は選挙権が20歳以上であるがゆえに、若年層の政治的な関心は低い。逆に、投票資格があることによって自覚が促されるという側面があるのであれば、高校生あるいは18歳以上にするという選択肢もある。	地方自治法上の規定と、岸和田市の自治体独自で規定することの整合はどのようになるのか。	地方自治法上は、日本国民で20歳以上でできますが、議会が否決したらできない。岸和田市の条例は、「住民投票を実施しなければならない」となっているので、要件が満たされた場合には、必ず住民投票をしなければならない。
今の条文案は、学問的に好ましくない。議会の反対を受けたとき、市長が人気を背景に物事を進めようと住民投票を使う内容で、批判の対象になる。市長が提案する時には議会の同意を得なければならない制度設計するのが住民投票の常道。	住民投票を書き込むのなら、住民投票を住民が望んだ時に実行できるための足掛かりを作らないと意味がない。	常設の住民投票手続くらいは作った方が、議会、市もよいのでは。	仮に日田市議会が、岸和田市のような内容の条例を認めて議決した場合には、住民投票がされるか。	住民投票は実施される。ただし、地方自治法も含めて、住民投票の結果については、あくまで参考意見に過ぎず、最終的には市長判断になる。住民投票条例、自治基本条例上に住民投票を位置付けしても、市長の決定権を拘束することはできない。限界がある。
第1項の、「必要に応じて」は、不要ではないか。市長がやりたくなければ住民投票はできないとも読める。	住民投票という見出しがある以上、単に地方自治法に規定されている住民の要求、市議会の要求、市長の要求だけを書いていればいいのでは。	市民は、自治基本条例を見ても地方自治法までは見ないので、同じ内容でも書いていることに意味はある。	住民投票手続条例があり、後は事案ごとにテーマと住民投票資格者をその都度決めるやり方はないか。	
奥州市の「発議権は住民、議会、市長にある」という書き方と、越前市の「住民投票結果の尊重」を加えるはどうか。	個別型の住民投票条例とするのであれば、自治基本条例に書き込む意味があるのかが問題。行政の立場としては、個別型の方が良い。住民側としても個別案件ごとに要件を変えられるというメリットもある。	常設型でなければ、議会が制定しない形で終わることや、定住外国人問題など個別の案件に委ねれば委ねるほど外されてしまう。これらから考えると常設型の方が良い。他自治体のように、自治基本条例上で最低限の要件を設定する形でも良いかと。	市議会の議決がなければ住民投票は実施できないということか。	個別の案件ごとに住民投票条例を作れば、そのような問題がある。常設型の住民投票を一旦作れば、仕組みができ住民からの請求があれば実施ができる。常設型の住民投票の制定を視野に入れるのであれば、「それぞれの事案に応じ」という表現を消せば対応できる。
			常設型の住民投票条例は投票資格など詳しく書かなければならないのか。案件によっては、年齢構成を変える事はできるか。	投票要件を規則に委任する方法がないわけではない。常設型の住民投票を作るのであれば、基幹的な重要事項になるので普通は条例で定める。
			常設型は固定的に住民投票条例を作ることだが、住民投票をする案件との関係はどうなるのか。	常設型の住民投票条例には考え方が二つある。あらかじめ住民投票対象を挙げ要件を満たせば住民投票を請求できるポジティブリストと、あらかじめできない対象を挙げそれ以外は住民投票請求できるネガティブリストがある。幅広く住民投票を実施するのであれば、ネガティブリストを採用し、「これとこれはできませんが、それ以外は可能です」となる。



① 2項と3項については、そのまま利用できる。
② 常設型を念頭に置き、奥州市条例を基本とする。
③ 「結果を尊重する」、「投票結果の取り扱いについて市長は予め意見を言う」の内容を加える。